

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人るりこう会の役員及び評議員の報酬等について定める
も
のである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席した時及び評議員が評議員会に出席したとき、別表1により
報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費弁償はかかった実費と同額を基本とし、こはく苑旅費規程に準ずる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその
業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に
あたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費弁償はかかった実費と同額を基本とし、こはく苑旅費規程に準ずる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表
2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費弁償はかかった実費と同額を基本とし、こはく苑旅費規程に準ずる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費
等を支給する事ができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額得ることができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払
い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には理事会の議決を経なければならない。

役員及び評議員の報酬等に関する規程（別表）

別表 1

名 称	報 酉	実費弁償費
理事会出席報酬等	2,000 円	実費相当分（領収書添付） 交通費に関しては旅費規程 に準ずる
評議員会出席報酬等	2,000 円	実費相当分（領収書添付） 交通費に関しては旅費規程 に準ずる

別表 2

名 称	報 酉	実費弁償費
理事会出席報酬等	2,000 円	実費相当分（領収書添付） 交通費に関しては旅費規程 に準ずる
評議員会出席報酬等	2,000 円	実費相当分（領収書添付） 交通費に関しては旅費規程 に準ずる

別表 3

旅 費	宿 沈 料	報 酉
(自家用車以外) 公共機関運賃相当額実費	8,000 円程度とするが地域 の実情に合わせる。	(日当) 10,000 円
(自家用車) 1kmあたり 24 円		(半日当) 5,000 円

旅費、宿泊料に関してはこはく苑旅費規程管理職員に準ずる。